

令和元年度 第17回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和元年11月29日(金) 午後3時から3時25分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- 1 人事委員 委員長 小松 哲也
委員 上田 博久
委員 中本 久美子
- 2 事務局職員 事務局長 川本 晴彦 次長兼任用課長 山添 久
給与課長 川口 豊長 主 幹 尾田 聡子
係長 毎野 卓実 係長 高多 孝典
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について

議案第2号 職員の職務に専念する義務の免除について

報告第1号 鳥取県警察官採用試験(令和2年4月採用予定 警察官B(2回目))の採用候補者の決定について

報告第2号 鳥取県職員採用試験(令和2年4月採用予定 高校卒業程度(警察行政))の採用候補者の決定について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号及び第2号は公開、報告第1号及び第2号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例の設定理由

人事委員会の職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告に鑑み、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正(人事委員会勧告どおりの改定)

ア 勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げる。

※()内は特定幹部職員(部次長級)の支給割合

区分	期末手当	勤勉手当	計
改正案	(年 2.03月)	(年 2.02月)	(年 4.05月)
	年 2.43月	年 1.62月	年 4.05月
現 行	(年 2.03月)	(年 1.97月)	(年 4.00月)
	年 2.43月	年 1.57月	年 4.00月

イ 期末手当の6月期及び12月期の支給割合を同割合とする。

※()内は特定幹部職員(部次長級)の支給割合

区分	期末手当		勤勉手当		計
	6月期	12月期	6月期	12月期	
改正案	(1.015月) 1.215月	(1.015月) 1.215月	(1.01月) 0.81月	(1.01月) 0.81月	(年 4.05月) 年 4.05月
現 行	(0.945月) 1.145月	(1.085月) 1.285月	(0.985月) 0.785月	(0.985月) 0.785月	(年 4.00月) 年 4.00月

※国は本年度より6月期・12月期を同じ支給割合としている。

(2) (1)の改定に準じ、次の条例について所要の改正を行う。(人事委員会勧告どおりの改定)

ア 任期付研究員の採用等に関する条例(年3.00月→3.05月)

イ 任期付職員の採用等に関する条例(年3.00月→3.05月)

(3) 施行期日等

ア (1)アは公布日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

イ (1)イは令和2年4月1日から施行する。

3 条例案に対する当委員会の判断(案)

令和元年11月28日付鳥取県議第262号で鳥取県議会議長から意見を求められた条例案のうち、「職員の給与に関する条例の一部改正」、「任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正」及び「任期付職員の採用等に関する条例の一部改正」は、本委員会勧告に沿うものであり、異議はない。

◇議案第2号

職員の職務に専念する義務の免除について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

鳥取県警察本部長から職員の職務に専念する義務の免除について以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

職員が第47回全日本空手道選手権大会に鳥取県代表選手(女子組手競技団体戦)として参加する場合

1 職員名 米子警察署 巡査 金森 千紘

2 申請期間 参加日程(令和元年12月6日(金)～12月8日(日))のうち勤務を要する日

3 根拠法令 「職務に専念する義務の特例に関する規則」

○職務に専念する義務の特例に関する規則

(義務免除)

第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。

14 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	その都度必要と認める期間
--------------------------------	--------------

4 承認理由

- ・ 全日本空手道選手権大会は、(公財)全日本空手道連盟が主催、スポーツ庁、(公財)日本スポーツ協会等が後援する空手競技の全国大会である。
- ・ 今回は、当該職員の競技実績を踏まえ、(公財)鳥取県体育協会加盟団体である鳥取県空手道連盟から

書面により選手（女子組手競技団体戦）として派遣依頼があったもの。

- ・ 高度な技術をもった者が集まる本大会に参加することにより、当該職員の空手の技能の向上が期待でき、警察官としての資質の向上に資すると考えられる。また、当該職員は、逮捕術の技術に優れ、本県警察において特別訓練員に指定されており、同職員が空手の技能の向上を通じて逮捕術の技能を向上させることは、他の職員への指導等を通じて公務能率の向上に寄与するものと考えられることから、承認することが適当である。

5 承認日 議決日

◇報告第1号

鳥取県警察官採用試験（令和2年4月採用予定 警察官B（2回目））の採用候補者の決定について、事務局が説明した。

◇報告第2号

鳥取県職員採用試験（令和2年4月採用予定 高校卒業程度（警察行政））の採用候補者の決定について、事務局が説明した。

六 次回人事委員会の開催

令和元年12月24日（木）午後3時から開催することとした。